

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 那珂川町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 備付可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,115	1,861	427	8,403

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	12,721	12,390	332	204	446	11,478	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	10	2	8	8	0	11	
一般会計等	12,731	12,392	339	212		11,489	

一般会計 福祉、教育、道路整備など町政全般の取り組みが必要な分野を行っていくための基本的な経費を経理するお財布のことで、
 普通会計 一般会計と公営事業会計以外の特別会計をあわせて普通会計と呼んでいます。
 地方債残高 学校や道路等を建設する時に借り入れた借入金である地方債の年度末における元金の未償還残高です。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	4,563	4,563	0	0	476	-	-	
老人保健特別会計	3,164	3,267	103	103	265	-	-	
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	1,922	1,925	3	3	291	33	-	
介護保険事業特別会計(サービス勘定)	7	6	0	0	0	-	-	
筑前地区介護認定審査会事業特別会計	60	60	0	0	0	-	-	
下水道事業会計	839	720	120	232	51	4,375	446	法適用企業
公営企業会計等 計				126		4,408	446	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」「資金剰余額/不足額」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」「実質」
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

他会計からの繰入金 特定の事業を行うために設置された特別会計は、特定の収入で事業を運営することが原則ですが、収入が不足する場合に一般会計から財源を補っており、そのお金のことです。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	107	107	0	0	0	-	-	
福岡県自治会館管理組合	219	181	38	38	0	-	-	
筑紫自治振興組合(一般会計)	46	43	3	3	0	94	19	
筑紫自治振興組合(筑紫公平委員会特別会計)	1	1	0	0	0	-	-	
春日・大野城・那珂川消防組合	2,163	2,156	7	7	0	1,576	525	
福岡県市町村災害共済基金組合(一般会計)	3,093	3,000	93	1	1,830	-	-	
福岡県市町村災害共済基金組合(災害共済基金特別会計)	19	18	1	1	14	-	-	
春日那珂川水道企業団	2,556	2,325	231	1,991	0	8,036	0	法適用企業
福岡県自治振興組合	179	176	3	3	0	-	-	
福岡都市圏短線等事業組合(普通会計)	140	130	10	10	0	-	-	
福岡都市圏短線等事業組合(事業会計)	3,505	3,505	0	0	0	-	-	
福岡都市圏広域行政事業組合(一般会計)	44	41	3	3	0	-	-	
福岡都市圏広域行政事業組合(流域連携事業特別会計)	61	61	0	0	27	-	-	
福岡都市圏南部環境事業組合	217	203	13	13	0	-	-	
福岡県後期高齢者医療広域連合	2,544	2,430	114	114	0	-	-	
福岡地区水道企業団	11,635	11,320	315	3,628	0	30,185	10	法適用企業 [春日那珂川水道企業団分]
一部事務組合等 計				5,812		39,891	554	

本町と近隣市町と共同で行うために設置した全ての一部事務組合を対象としています。

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 繰入見込額	備考
那珂川町教育文化振興公社	0	216	200	0	0	0	0	0	-
那珂川町土地開発公社	1	20	5	0	0	15	0	0	-
地方公社・第三セクター等 計			205	0	0	15	0	0	-

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

本町の出資割合が25%以上または25%未満で町から財政的支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を受けている財団法人、地方三公社等を対象とします。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		2,093	
減債基金		1,686	
その他充当可能基金		5,579	
充当可能基金 計		9,358	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

財政調整基金 景気の変動や災害などにより一時的にお金が足りなくなった時に補てんするため積み立てておくお金。
 減債基金 借り入れた町債(借金)の返済に充てるため積み立てておくお金。
 その他充当可能基金 社会体育施設整備基金(町にある社会体育施設の整備に充てるため積み立てておくお金)や退職準備積立金(職員の退職金の一部に充てるため計画的に積み立てておくお金)などの基金。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度	平成19年度	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度	平成19年度	差引 B-A
	A	B					A	B	
実質赤字比率	3.45%	2.51%	0.94%	13.65%	20.00%	下水道事業会計		28.8%	
連結実質赤字比率		4.02%		18.65%	40.00%				
実質公債費比率	1.4%	2.8%	1.4%	25.0%	35.0%				
将来負担比率		-		350.0%					
財政力指数	0.67	0.70	0.03						
経常収支比率	90.0%	88.1%	1.9%						

(注) 1. '実質赤字比率'・'連結実質赤字比率'・'資金不足比率'は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. '資金不足比率'の早期健全化基準に相当する'経営健全化基準'は、公営競技を除き、この表においては一律 20%である(公営競技は0%)。

実質赤字比率	福祉、教育、道路整備などを行う普通会計の赤字の程度をあらわす指標で、普通会計の財政状況がわかります。
連結実質赤字比率	普通会計を含む町のすべての会計の赤字の程度をあらわす指標で、町全体の財政状況がわかります。
実質公債費比率	普通会計の借金返済額と、一般会計から特別会計や一部事務組合などへの補助金などのうち借金返済額に充てた額の合計を指標化したもので、資金繰りの状況がわかります。
将来負担比率	普通会計の借入金残高だけでなく、職員の退職給与引当金、特別会計の借入金残高、第三セクターや一部事務組合などの借入金残高に対する一般会計の負担見込額など、将来支払いが見込まれる額を指標化したもので、将来の財政状況の危険度がわかります。
財政力指数	標準的な町政を運営するために必要な経費に対し、標準的に見込まれる税収(一定の方式で計算した額)の過去3ヵ年平均の数値のことで、この数値が高いほど財政基盤が強いことになります。
経常収支比率	町税や地方交付税などの自由に使える経常的な収入が、人件費や扶助費(お年よりや子どもなどを支援する経費のこと)、公債費(借金を返済するお金)などの経常的な支出に充てられた比率のことで、この比率が低いほど財政上のゆとりがあり柔軟な対応が可能です。
資金不足比率	公営企業の資金の不足額を料金収入の規模と比較し指標化したもので、経営状況がわかります。